

# 第5次高萩市地球温暖化対策実行計画

令和7年3月



## ■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
2. 基本的事項	3
(1) 目的	3
(2) 対象とする範囲	3
(3) 対象とする温室効果ガス	3
(4) 計画期間	3
3. 温室効果ガスの排出状況	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」	4
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	6
(2) 温室効果ガスの削減目標	6
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	7
(2) 具体的な取組内容	7
6. 進捗管理体制と進捗状況確認	9
(1) 推進体制	9
(2) 実施状況の点検・評価	9
(3) 進捗状況の公表	9
<参考資料>	10
(1) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）算定対象施設	10

## 1. 背景

### (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

### (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3(2021)年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

## 2. 基本的事項

### (1) 目的

高萩市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「高萩市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、高萩市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

高萩市事務事業編の対象範囲は、高萩市の全ての事務・事業とします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

高萩市には下水処理施設が存在しないため、メタンや一酸化二窒素等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、高萩市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、メタン（CH<sub>4</sub>）、ハイドロフルオロカーボン（HFC<sub>5</sub>）、パーフルオロカーボン（PFC<sub>5</sub>）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>）の7種類のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

### (4) 計画期間

計画期間は、国の地球温暖化対策計画に即して2030年度（令和12年度）末までとします。

なお、本計画策定後、概ね5年ごとに計画の見直しを検討します。

### 3. 温室効果ガスの排出状況

#### (1) 「温室効果ガス総排出量」

高萩市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2023年度（令和5年度）において、2,759.0t-CO<sub>2</sub>となっています。

施設別の温室効果ガス排出量を算定するにあたっては、施設数が多いため、算定対象施設等を12の施設に分類し、施設一覧を資料編に掲載しました。

分類した12の施設による温室効果ガス排出量の割合を以下のグラフに示しました。分類した12の施設のうち、供給処理施設、学校教育系施設の2か所がそれぞれ全体の20%以上を占めていました。

〈分類した12の施設による温室効果ガス排出量の割合（2023年度）〉

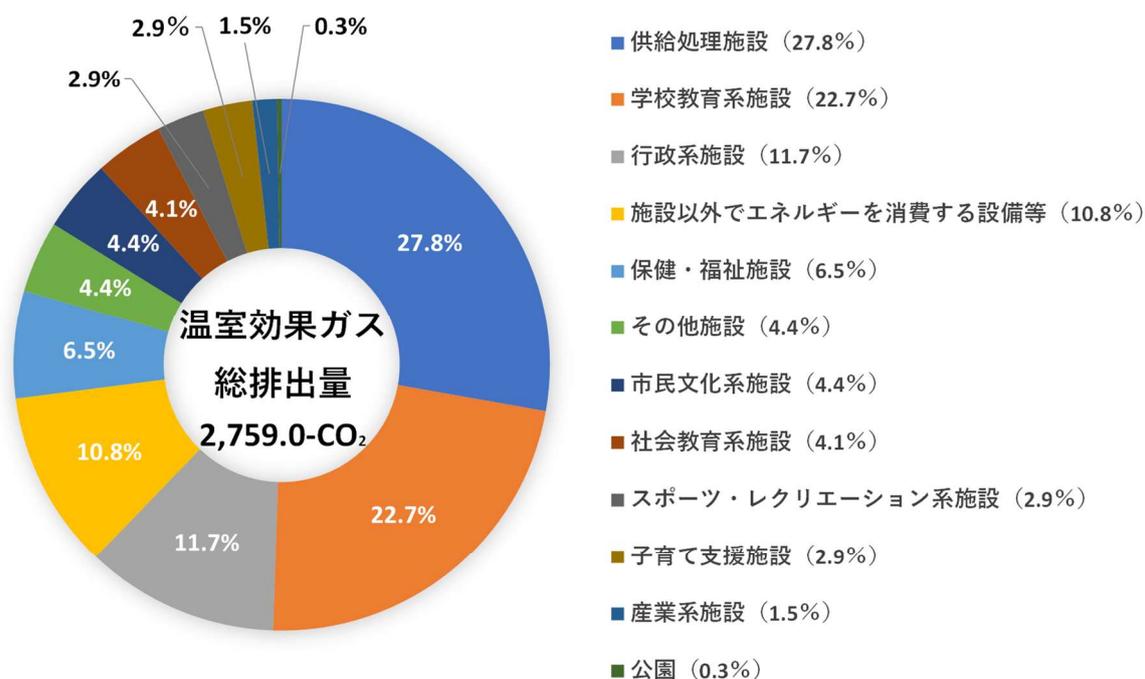


図 1 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023年度）

また、エネルギー種別では、電気が全体の84.2%を占め、次いで重油5.8%、灯油3.9%、ガソリン3.4%、軽油1.4%、LPG1.3%となっています。

表1 二酸化炭素の排出状況

項目	単位	使用量	二酸化炭素換算	
			排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
電気	kWh	5,084,861.1	2,324.1	84.2
重油	ℓ	59,000.0	159.9	5.8
灯油	ℓ	42,950.0	106.9	3.9
ガソリン	ℓ	40,313.7	93.6	3.4
軽油	ℓ	14,501.5	37.5	1.4
LPG	kg	12,346.0	37.0	1.3
合計			2,759.0	100.00

二酸化炭素の排出割合

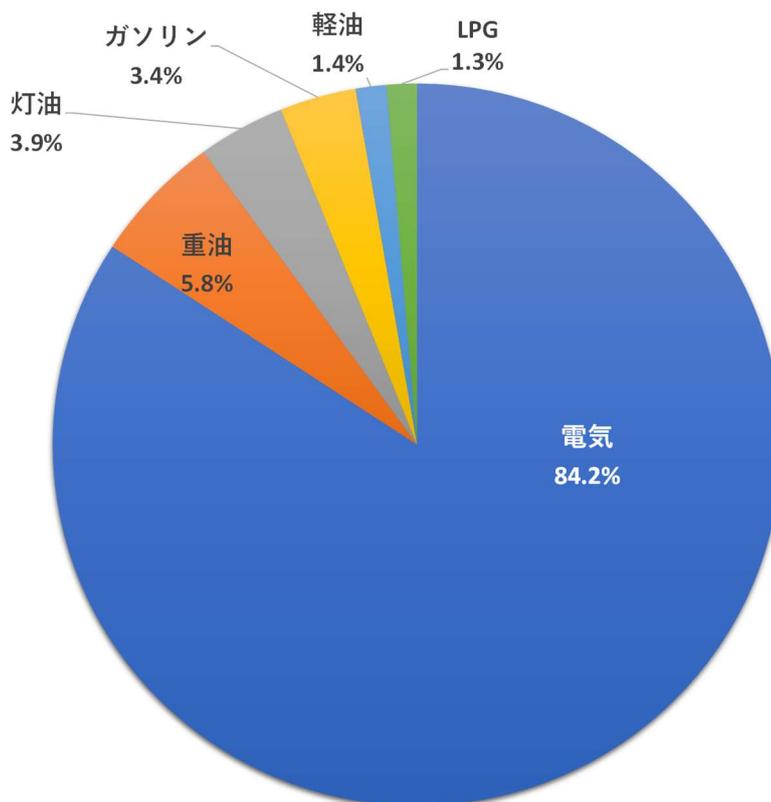


図2 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023年度）

#### 4. 温室効果ガスの排出削減目標

##### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、高萩市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

なお、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム Local Action Plan Supporting System 通称：LAPSS（ラップス）」（環境省支援システム）を使用することで、各施設の排出量の管理が可能となったことや、未集計であった事務事業の排出量を新たに管理することとしたため、基準年度は2023年度とします。

##### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2023年度）比で19%削減することを目標とします。

表2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2023年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	2,759t-CO <sub>2</sub>	2,234t-CO <sub>2</sub>
削減率	-	19%

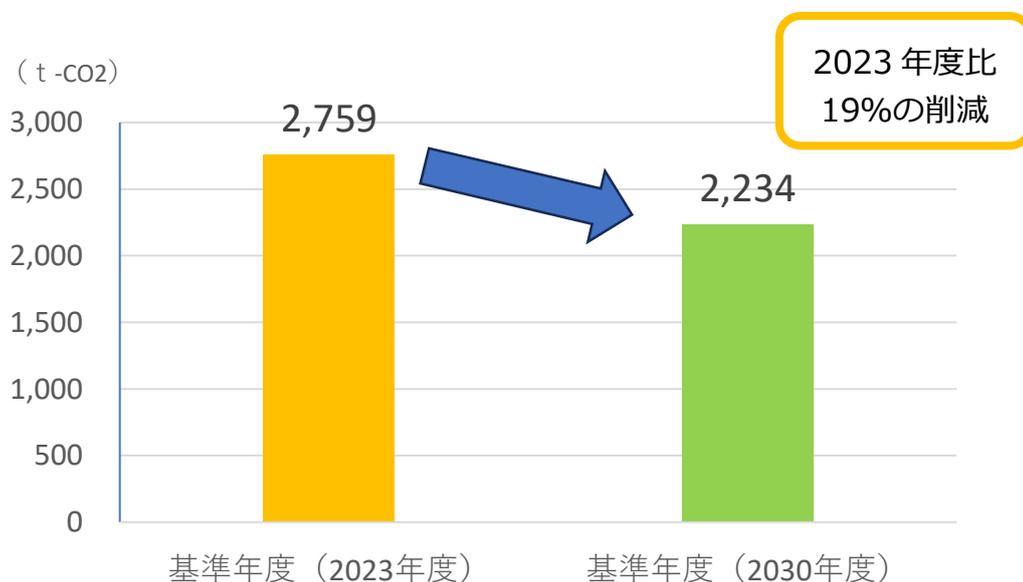


図3 温室効果ガスの削減目標

## 5. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

高萩市においては、公共施設等の「LED 照明の導入」、公共施設管理計画に基づく「公共施設の統廃合による電気使用量の削減」を重点的な取組として位置づけます。

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 廊下等の照明はライトアップ時間の短縮、間引き消灯を実施します。
- 昼休み時及び残業時の事務室の照明は、必要最小限とします。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 夏季において翌朝の温度上昇を防ぐため、退庁時に窓際のブラインドやカーテンを閉める等、年間を通して採光・遮光を管理し、冷暖房及び照明の効率化を図ります。
- 省エネ・節電システムを空調設備等に設置し、省エネルギー化を図ります。

#### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 施設の照明・街路灯・防犯灯の LED 化を進めます。
- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。

#### ③ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 全ての小中学校に太陽光発電を導入します。
- 施設の新築・改築時には、施設の特性、立地条件、屋上の利用形態等を考慮し、太陽光発電設備の設置を検討することとします。

#### ④ 公用車の利用

エコドライブの取組を推進し、燃料消費量を削減します。

- 近距離の移動は徒歩にします。
- 公用車を利用するときは、相乗りや合理的な巡回ルートに心掛け、エコドライブを実践します。

- 公用車から離れるときは、必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控えます。
- 無駄な荷物の積載をしないように努めます。
- 公用車を更新する際には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を検討し、電動車又は低燃費車・低公害車の導入を進めます。

#### ⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進担当者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進し、空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。
- パソコンの使用にあたっては、スリープ機能等、省電力モードへの設定を徹底し、O A 機器等を使用していない時は、電源を切ります。
- 電気機器類等に節電機能が付属している場合、その機能の活用を徹底します。

#### ⑥ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ノー残業デーの推進により、超過勤務を縮減し夜間電力使用量を抑制します。
- 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

#### ⑦ その他

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 「エコマーク」、「グリーンマーク」の付いた商品（環境に配慮している商品であることを示すマークの付けられた商品）を選択します。
- コピー用紙の節減、節水、ゴミの減量に取り組みます。

## 6. 進捗管理体制と進捗状況確認

### (1) 推進体制

高萩市事務事業編を推進するために、各課等に「地球温暖化対策推進担当者」を 1 名配置し、取組を着実に推進します。

#### ① 所属長の役割

高萩市事務事業編の対象範囲である施設及び事務・事業の責任者であり、温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、本計画の重要性、及び「5.目標達成に向けた取組」に示した取組の励行等について職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取り組みを啓発します。

#### ② 地球温暖化対策推進担当者

各課等に 1 名配置します。各課等及び所管施設において取組を推進し、その実行状況及び電気・燃料等エネルギーの使用量を把握し事務局に定期的に報告します。

また、所属長とともに所属職員等に事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取り組みを啓発します。

#### ③ 地球温暖化対策事務局

環境市民協働課長を事務局長とし、環境市民協働課職員で構成します。事務局は、各課等及び各施設の実行状況を把握するとともに、総合的な進行管理を行います。

また、地球温暖化対策推進担当者及び全職員に対する環境問題に関する情報提供をし、高萩市事務事業編の普及・啓発に努めます。

### (2) 実施状況の点検・評価

- ① 電気、燃料等エネルギーの年間使用量等温室効果ガスの排出に係る諸活動量等を課、所属等適切な単位で把握します。
- ② 推進担当者は、各課等の事務・事業の中で、使用エネルギー量を LAPSS に入力し、今後の取組への強化等を検討、職員全員で実施するように指導します。
- ③ 所属長及び推進担当者は、物品の購入や印刷物の発注等を行う場合、また施設の新設や改築、設備の新設や更新等を行う場合は、環境への配慮が検討されているかを常にチェックします。
- ④ 事務局は、本計画の実施状況をとりまとめ、総合的な評価を行い、取組状況やその効果等について報告・協議します。

### (3) 進捗状況の公表

高萩市事務事業編の進捗状況は、ホームページ等で公表します。

## <参考資料>

### (1) 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）算定対象施設（2023年度）

行政系施設		
高萩市役所	旧・分庁舎	旧・第二分庁舎
旧・仮庁舎分室会議室	消防本部	消防団施設
防災資機材等備蓄施設		
市民文化系施設		
市民センター	リーベロたかはぎ	文化会館
集会所	生活改善センター	里山交流館
社会教育系施設		
中央公民館	松岡地区公民館	図書館
穂積家住宅		
スポーツ・レクリエーション系施設		
サンスポーツランド	市民体育館	市民球場
高浜スポーツ広場	けやき平キャンプ場	小滝沢キャンプ場
産業系施設		
花貫物産センター	森林公園	
学校教育系施設		
高萩小学校	秋山小学校	東小学校
松岡小学校	高萩中学校	秋山中学校
松岡中学校	学校給食センター	
子育て支援施設		
たかはぎ認定こども園	秋山幼稚園	
保健・福祉施設		
総合福祉センター		
公園		
公園施設		
供給処理施設		
第1浄水場	第2浄水場	関口浄水場
特別高区配水池	石岡導水ポンプ場	石滝増圧ポンプ場
リサイクルセンター	花貫クリーンセンター	

その他施設		
旧・仮庁舎D棟	旧・松岡幼稚園	駐車場
駐輪場	斎場	秋山霊園
高萩霊園	前浜海岸トイレ	大能駐車場トイレ
高戸海岸駐車場トイレ	松岡地区広場	
施設以外でエネルギーを消費する設備等		
公用車	街路灯等	